|  |
| --- |
| **令和４年度　小学生すくすくテスト実施業務****企画提案公募要領** |

大阪府では、児童の学力と生活状況とを総合的に把握・分析し、教育活動の改善に活かすため、「令和４年度　小学生すくすくテスト実施業務」を実施します。

この事業については、より効果的・効率的に運営するため、民間事業者等の知識やノウハウを活用し、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

本業務は、「令和３年２月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

**１　業務名**

令和４年度　小学生すくすくテスト実施業務

(1) 業務の趣旨・目的

　　子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、本テストの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、テスト及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

〇児童

・自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

〇家庭

・子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

〇学校

・教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。

・教員が、授業等の指導改善を図る。

・教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。

・学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

〇市町村教育委員会

・各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。

・市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

〇大阪府教育委員会

・出題する問題、アンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。

・各児童、各学校、各市町村教育委員会が、今後の取組みの参考となる分析資料をそれぞれ提供する。

・府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

(2) 業務概要

○小学生すくすくテストの概要

①　調査対象

児童

・府内市町村立小学校、義務教育学校前期課程及び支援学校小学部並びに府立支援学校小学部　　第５・６学年　　約140,000人　 約1,100校

　　　教員

　　　　・府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程及び支援学校小学部並びに府立支援学校小学部の第５学年、第６学年の学級担任　約4,500人

②　調査教科等

児童

　　　　・第５学年：「国語・算数・理科」、「言語能力や情報活用能力等の教科横断型の問題」、「児童アンケート」

　　　　　　・第６学年：「理科」※、「言語能力や情報活用能力等の教科横断型の問題」、「児童アンケート」

　　　　　　　※但し、令和４年度全国学力・学習状況調査で実施される場合は、本テストでは

行わない。

教員

・第５学年、第６学年の学級担任：「教員アンケート」

③　調査期間 令和４年４月１９日（火）（全国学力・学習状況調査予定日）～４月２６日（火）

 （新型コロナウイルス感染症対策等により、調査基準日変更の可能性があることについても想定しておくこと）

○小学生すくすくテスト実施に向けた委託業務内容

委託する業務の概要（※詳細は別紙「仕様書」を参照のこと。）

・問題及びアンケートの作成・分析ワーキングチームの設置等

・業務計画等の策定

・業務の実施にかかる一連の仕組みの構築と一連の業務の実施

・学力向上につながる調査設計

・調査の実施

・採点、集計、分析作業

・セキュリティ

・業務全体の運営・マネジメント

　(3) 委託上限額

３１７,４８０千円（消費税及び地方消費税を含む）

**２　スケジュール（予定）**

令和３年２月１９日（金）　 　公募開始

３月５日（金）　 　質問受付締切

３月１９日（金）　 　提案書類提出締切

３月下旬～４月上旬頃　選定委員会（書類審査及びプレゼンテーション審査）

４月下旬頃 　選定結果通知、選定結果公表

５月上旬頃 　契約締結、業務開始

　　令和５年３月３１日（金） 　令和４年度業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)アに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)アに掲げる者を除く。）でないこと。

(8)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、「(2)応募書類」を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和３年２月１９日（金）から令和３年３月１９日（金）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後６時まで）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府教育庁市町村教育室小中学校課学力向上グループ

　　　　住　　所：大阪市中央区大手前三丁目２－１２　大阪府庁別館５階

　　　　電話番号：06-6944-3859（直通）

ウ　配布方法

　　　　上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/proposal\_05/index.html）

からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和３年３月８日（月）から令和３年３月１９日（金）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後６時まで）

　　オ　提出方法

　　　　書類は受付場所に持参するか郵送により提出してください。

　　　　（郵送による提出の場合は、郵送した旨を電話等で連絡してください。ただし、令和３年３月１９日（金）午後６時必着分までを有効とします。）

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

提案公募の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

**■応募書類**

**ア　応募申込書【様式第１号：１部　必ず押印のこと】**

**イ　企画提案書【様式第２号：正本１部**（提案者名を記載したもの）**】【様式第３号：副本10部**（提案者名や提案者が推測される記載を一切省いたもの）**】**

　※表紙以外の様式は自由です。

　※下記①～⑧の内容を必ず盛り込んでください。

①　問題及びアンケートの作成・分析ワーキングチームの設置等

②　業務計画等の策定

③　業務の実施にかかわる一連の仕組みの構築と一連の業務の実施

④　学力向上につながる調査設計

　　 ・教科テスト問題のサンプル

・教科横断型の問題のサンプル

　・児童、教員アンケートの項目のサンプル

・個人の調査結果の経年変化を把握し分析するためのシステムを構築する

仕組み

　・個人票のサンプル

⑤　調査の実施

　　　・解答用紙、回答用紙のサンプル

・配慮版問題の作成実績及び配慮版問題の作成体制

・配送、回収の仕組み

・学校・市町村教育委員会・大阪府教育庁に対し、調査結果を提供する方法

⑥　採点、集計、分析作業

・府教育委員会及び市町村教育委員会に提供する分析資料のサンプル

　　　　　　　 ・新たな知見につながる分析内容および、令和３年度小学生すくすくテスト、全国学力・学習状況調査を活用した分析内容

⑦　セキュリティ

⑧　緊急事態等への対応

⑨　業務全体の運営・マネジメント

**ウ　応募金額提案書【様式第４号：原本１部】**

**エ　事業実績申告書【様式第５号：原本１部】**

**オ　誓約書**（参加資格関係）**【様式第６号：原本１部】**

**カ　障がい者雇用状況報告書【様式第７号：原本１部】**

　　　　　・常用労働者の総数が45.5人未満の場合のみ提出

　　　　・常用労働者の総数が45.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（令和２年６月１日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し（電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出）

　　**■添付書類**

**ア　定款又は寄付行為の写し【１部】**（原本証明してください）

**イ　法人登記簿謄本**（提出の日において発行日から３カ月以内のもの）

**ウ**　**納税証明書**（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）**【原本各１部】**

　　　　・大阪府の府税事務所等が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える

　　　　・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

**エ　財務諸表の写し**（最近１カ年のもの：半期決算の場合は２期分）**【１部】**

　　　　・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず返却しませんので、ご承知おきください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。

(5) その他

　 　・応募は１者１提案とします。

・使用する用紙は、表紙を含め各様式ともＡ４縦としてください。

・図面等補足資料についてはＡ３縦横とも使用可能ですが、横折り込みとしてください。

・各種サンプルについては様式自由とします。

・記載の文字数は自由ですが、要点を簡潔に、かつ具体的に記載してください。

　　　・応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴り、提出してください。応募書類は電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）での提出もお願いします。

　　　・表紙及び背表紙には提案業務名と提案者名（正本のみ）を記入してください。

　　　・書類提出後の差し替えは認めません。（大阪府が補正等を求める場合を除きます）。

　　　・提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　質問の受付【様式第８号使用】**

(1) 受付期間

公募開始日から令和３年３月５日（金）午後５時締切

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：NagaokaS@mbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　 ア　電子メール送信後、必ず電話での受信確認をお願いします。（06-6944-3859）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後６時まで）

イ　質問への回答は大阪府ホームページに掲示し、個別には回答しません。

　　　　（http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/proposal\_05/index.html）

ウ　「件名」の初めに【質問：令和４年度小学生すくすくテスト実施業務】と明記してください。

**６　審査の方法**

(1) 審査方針

　　ア　(3)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時・内容は、事前に通知を行います。

　プレゼンテーション審査でパワーポイント等を使用する場合は、必要となる機材一式は

すべてご準備ください。ただし、プレゼンテーション資料については、提出書類以外は使

用できません。

ウ　最優秀提案者等の評価点が、審査の結果、200点満点中120点以下の場合は採択しません。また、審査項目「学力向上につながる調査設計の優位性」が60点満点中36点以下または、「採点・集計・分析作業等の調査の実施業務の優位性」が45点満点中27点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査（選定）方法

・(3)の審査基準に基づいた書類審査およびプレゼンテーション審査（質疑応答を含む）を実施し、最優秀提案事業者を選定します。

**■プレゼンテーション審査**：**令和３年３月下旬～４月上旬（予定）**

・時　間：各提案者20分程度

プレゼンテーション（10分程度）、質疑（10分程度）

具体的な時間・内容は提案書類締切以降、２営業日後までに提案者あて通知します。

・場　所：大阪府庁近辺の会議室

・説明者：３名以内

・内　容：プレゼンテーションは、提案項目の「③学力向上につながる調査設計」について提案してください。

　　　　　質疑応答は、企画提案書の内容すべてです。

・資　料：本要領で定めた提出書類のみで説明してください。

※その他の資料は使用できません。

 (3) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 問題及びアンケートの作成・分析ワーキングチームの設置等についての優位性【仕様書2（１）】 | ・問題作成・分析ワーキングチーム及びアンケート作成・分析ワーキングチームを設置し、調査問題、アンケート項目、分析などそれぞれの内容に精通した専門家候補者を示すことができるかどうか。・各ワーキングチームを円滑に進めるための提案があるかどうか。・有識者の変更を想定し、速やかに対応できる体制を具体的に示しているかどうか。 | 25点 |
| 業務計画及び各工程の業務計画の優位性【仕様書２（２）（３）（８）】 | ・業務計画を作成するにあたり、各ワーキングチームの日程を含めて計画し、調査を円滑に実施するための体制図が作成されているかどうか。・トラブルを想定し、対応できる業務計画であるかどうか。・業務を円滑に実施するために、必要な調査資材の設計・作成、梱包・開梱、配送・回収、採点・集計・分析、結果提供などの一連の仕組みが業務実施体制・責任者を明確にして構築されているかどうか。 | 20点 |
| 学力向上につながる調査設計の優位性【仕様書２（４）】 | ・国語について当該学年までに理解すべき学習内容の定着を把握できる内容とともに、言語能力・読解力の基盤となる、基礎的基本的な言葉等の理解を問う問題や、文章に書かれている意味を正確に捉える力（リーディングスキル等）をはかる問題及び府の小中学生の具体的な課題に関する問題を提案できているかどうか。・算数、理科について当該学年までに理解すべき学習内容の定着を把握できる内容とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題や、府の小中学生の具体的な課題に関する問題を提案できているかどうか。・平成29年改訂の小学校学習指導要領の趣旨に鑑み、教科の枠にとらわれず、学力の基盤となる言語能力・読解力・情報活用能力等について、児童の発達段階に沿って見取ることが可能な教科横断型のテスト問題について、日常の活動や現代的な諸課題等をテーマに、教科の枠を超えて文章やグラフ等の様々な資料を題材に問題をつかみ、資料を読み取ったり思考したりして、自分の考えを表現する力を問う問題を提案できているかどうか。・児童自身の目標に向かって頑張る力、気もちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等について尋ねる児童アンケートを提案できているかどうか。・教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み、児童の学力向上のための指導体制及び同僚性等について尋ねる教員アンケートを提案できているかどうか。・個人票は、個人の成長が分かるものにするため、自分自身の強みや課題、伸びている力等、学力の変化の観点から、児童の学習意欲向上に向けた工夫がされているかどうか。・小学5年～中学3年までの個人の調査結果の学力の変化を把握、分析するためのシステムは、個人が特定できる情報を取得しない形であるとともに、受託事業者が年度によって異なる可能性があることを踏まえ、次の受託事業者が引き継いで使用できる汎用性のあるデータを作成しているかどうか。特に、小学5年生のすくすくテストと小学6年生の全国学力・学習状況調査をつなぎ、把握・分析するシステムを具体的に示すこと。また、児童の転出入などの対応を想定しているかどうか。 | 60点 |
| 調査の実施の優位性【仕様書２（５）】 | ・解答用紙、アンケート回答用紙は、児童が扱いやすく、円滑に解答及び回答を記入できるよう工夫されており、個人が特定できる情報を取得しない形で、一人の個人に属することがわかる設計のもとサンプルが示されているかどうか。・点字、拡大文字、ルビ振り等、配慮が必要な資材の設計・作成が確実に実施できるかどうか。（配慮版の作成実績、学識経験者・専門機関等の助言を受ける体制の有無等、点字代替問題等の作成体制）・学校、市町村教育委員会、大阪府教育庁に対し、調査結果を提供する方法について、情報漏洩が起こらない仕組みを構築し、提案があるかどうか。 | 15点 |
| 採点・集計・分析業等の調査の実施業務の優位性【仕様書２（６）】 | ・採点場所の設定・採点者の確保・管理等の仕組み及び正確性、情報漏洩の防止の観点など、採点・集計を迅速かつ確実に行うための仕組みが構築できるかどうか。・調査問題、アンケート結果から、学力向上の新たな知見につながるよう、多様な観点から分析ができるかどうか。・多様な観点からの分析を行った調査結果・提供資料について、サンプルが示されているかどうか。・全国学力・学習状況調査を活用した分析内容について具体的に示すことができるかどうか。・大阪府教育庁、市町村教育委員会、学校に提供する分析資料には、学力の変化、課題と改善点、傾向と対策等が分かる内容を提案できているかどうか。 | 45点 |
| 情報セキュリティ対策の優位性【仕様書２（７）】 | ・業務全体を通じた情報セキュリティ対策が構築できるかどうか。・業務全体で想定される緊急事態や不測の事態に対応することができるかどうか。 | 10点 |
| 障がい者雇用 | ・常用労働者45.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者45.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | 5点 |
| 価格点 | 価格点の算定式20点×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 20点 |
| 合　　　　計 | 200点 |

(4) 審査結果の連絡・公表

　　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知するとともに、選定結果を府ホームページにおいて公開します。

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**７　契約手続きについて**

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書【様式第9号】を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を

納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を

免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**８　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式

応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

**９　担当部局**

　　大阪府教育庁市町村教育室小中学校課学力向上グループ

　　所在地　〒540-8571 大阪市中央区大手前三丁目２－１２　大阪府庁別館５階

　　担当者　臥龍岡（ながおか）、阪本

　　電　話　０６（６９４４）３８５９

　　ＦＡＸ　０６（６９４４）３８２６

 E-mail　 NagaokaS@mbox.pref.osaka.lg.jp